

「安保法が9条骨抜きに」

2021年10月06日

「東京新聞」の10月4日の朝刊の一面に「安保法が9条骨抜きに」という見出しのトップ記事があった。八王子市の福祉施設職員の菱山南帆子さん（32歳）が、安全保障関連法は憲法違反だとして、国を相手に集団訴訟参加し、東京高裁で行われている裁判で、原告の一人として下記のような意見を述べた。「あの法律によって、この国が戦争をする国になってしまったことに怒りと悲しみ、たまらない焦りを感じます。」彼女は、中学生の頃から、平和問題に関心を持ち、2003年にイラク戦争が起きると、在日米国大使館前で、座り込みをするなどの活動をしてきた。また、安倍政権が集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定をした時も、首相官邸前に、反対の意思を表すために駆け付けたという。

彼女の意思とも重なるので、私の意見と現状について書きたい。安倍政権が2014年7月に、集団的自衛権容認の閣議決定をした時、憲法学者たちの8割以上が「違憲」と言った。歴代の政権も、集団的自衛権の行使は憲法に違反すると明言していた。また、法の番人と言われる法制局長官たちも、集団的自衛権を認めるためには、憲法を変えなければならぬと発言していた。この時、国会の周りには、身動きできないほど抗議する人々が集まった。私も何回、行っただろうか。しかし、安倍政権は2015年9月に、法的にも認められず、国民からの大きな反対を押し切って、安保関連法を強行採決した。自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃があった場合、自国が攻撃されていなくても、実力で阻止することができる。平時から、艦艇や航空機を自衛隊が守る「武器等防護」も可能となった。密接な関係国とは米国である。自国防衛のみを国是としてきたことが覆る憲法無視に強い憤りを持った。そして、米国の先兵として用いられることに、深い危機感を感じた。

憲法99条は「憲法尊重擁護義務」「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と謳っている。安倍首相は、この憲法に反する行動をしている訳である。以来、安保関連法は「違憲」であるとし、全国25の裁判所で「平和的生存権」が侵されると違憲訴訟が起こされ、原告は7700人に広がり、弁護士は延べ1600人が関わっている。これらの集団訴訟で、3つの高裁と、16の地裁で判決が出されたが、平和的生存権は具体的な権利とは言えないと、いずれも、原告の訴えは却下された。裁判所は合憲か違憲かの判断を示そうとはしない。私も、神奈川県「違憲訴訟」の原告に加わっている。病気になってから、傍聴を欠席しているが、十数回の口頭弁論が行われ、熱のこもった陳述が展開されている。しかし、勝訴する見通しは暗い。

安保関連法違憲訴訟は民事訴訟であるから、国家賠償を請求している。ところが、安保関連法は、国民に具体的な損害を与えていることが立証しにくいので、勝訴が難しいのである。イラク戦争に自衛隊が派遣された時、名古屋で違憲訴訟が起こり、私も原告に加わった。裁判では、国家賠償が却下され、敗訴した。しかし、裁判長から「イラク派遣は違憲である」との文言を勝ち取った。国は勝訴したので上訴できず、結審した。この裁判で、「派遣は違憲」であるという判決文は残った。ところが、判決文は生かされず、憲法違反は続いている。日本政府は、憲法を守らないことに意を介していない。中国と台湾の緊張が日本にも及ぶと軍事化を進めているが、平和は武力では実現できないというのが、真実ではないか。平和憲法を基礎にして、平和を構築する知恵と勇気をもって、混迷する世界に向き合ってほしいと願う。「東京新聞」は、東京弁護士会長の古川健三弁護士は「三権分立が機能していない」と言い、菱山さんは「裁判することも、選挙に行くことも私たちの権利、違憲立法を変えるため声を上げ続けたい」と話していると報告している。